

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続を求める意見書

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難となった子どもを対象に、当初は、平成26年度までの間に必要な就学支援を行うことができるよう創設され、平成27年度からは、基金方式ではない「被災児童生徒就学支援等事業交付金」として支援が継続されてきました。

この交付金により、幼稚園の保育料や入園料、小・中学校の学用品費や通学費、高等学校の奨学金、私立学校の授業料等の減免など多くの就学支援等が行われ、被災した子どもや保護者に大きな安心感を与えてきました。

東日本大震災から5年が経過し、集中復興期間が終了した今なお、被災地では、復旧・復興の遅れから先行きの見通しが立たず、家庭や地域の様々な問題が子どもたちの生活に不安を与えています。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

よって、国及び政府関係機関においては、平成29年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続していただくよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年6月24日

岩手県北上市議会